

# 新たな市民的公共性の形成と発展をめざして

長尾演雄  
人間社会学部

## I はじめに——いま、求められている公共性論とは？

幅広い分野で精力的な研究活動とその成果に基づく発言を旺盛に展開している、社会学者 上野千鶴子は、小熊英二との対談で、私の本稿での問題関心を触発するような発言をしている。

小熊の『<民主>と<愛国>——戦後日本のナショナリズムと公共性』(新曜社、2002年10月)をめぐっての対談で、小熊英二の「公共性に関する議論」に触れての上野の発言である。ここにはいま、求められている公共性とはどのようなものであり、どのようなものでないと市民の心に届かなかったり、胡散臭がられるのか、傾聴に値する発言や留意しておきたいものがあるように考える。

まずははじめに、「公共性とか連帯」というものに、なぜ小熊が、ナショナリズムという名称を与えるのかと上野は、執拗に言及する。そして、彼女は、この書物を読んでいるあいだじゅう、押さえがたい違和感を抱いた、そしてまた、この書物が取り上げた男性論者たちは、「公」だの「愛国」だのに、どうしてこんなにも血道を上げるのかと感じずにはいられなかつたと。もっと根本的な問い合わせすれば、「公」がなくては、なぜ生きられないのか、と。

上野千鶴子は、こうも言う。

この本を読みながら、「公」という言語を介してしか自我の安定を確保できないのが「男という病」だとつくづく思った、と。さらに、上野は続ける。

私はケツをまくりたい気持ちがある。「公」などなくったっていきていける、と。敗戦後の青空の下で、国が滅びても人は生き延びるということを、人々は経験したのではなかつたのか、と言いたい気持ちが読みながら沸き起こつてくる」(308ページ)。

最後の紹介になるが、上野千鶴子はつぎのように発言している。

「公共性をめぐる議論がブームであるが、公共性と聞く度に私は、いかがわしさを感じてしまう。こういう感覚は『女・こども』の感覚だと思って、大事にしたいと私は思っています」(309

～310 ページ) と。(上野千鶴子と小熊英二の対談「戦後思想の巨大なタペストリー」、小熊英二『対話の回路』新曜社、2005 年 7 月)。

上野千鶴子が言うように、最近の公共性論ブームには、「行政管理型公共性」論とそれに仕掛けられた、それに抵抗する「市民的公共性」・「市民運動型の公共性」論(今田高俊『自己組織性と社会』、東京大学出版会、2005 年 3 月)との競合的な展開をしていて、いかがわしい公共性論と「女・こども」にとっても賛同されるような公共性論の混在からなるという背景があり、その俄流行のお陰で、公共性に関する議論がすっかり手垢に染まり、言葉の新鮮さを失い、アレルギー反応さえ見られないでもない。いま本当に求められている公共性論とはなにか、そしてまた、何をどのように語れば、「女・こども」の感覚にも、いかがわしさを感じさせない、公共性に関する議論になるのだろうか、等々。私たちがいま、公共性に関する議論を展開しようとする時に、よく考慮しておかなければならぬ点や大切にしたい点などを聞き取ることができた。

また、「女・こども」の感覚を大切にした上に、つぎのことも私は加えておく。

先に見てきた上野との対談の直ぐ後に、小熊はつぎのような議論をしている。

「新しい歴史教科書を作る会」とそれへの賛同者たちの市民的な運動について考察する中で、「重視しなければならないと考えているのは、この運動そのものよりも、この出現が示した現代日本社会の心の闇である。あらゆる共同体が、実感できる関係性が、有効で開かれた公共性が崩壊し、政治への不満も、経済的失速への焦りも、日常や未来への不安も、すべて表現する言葉が失われているかのような閉塞感、そのなかで幻想の希望を集めて膨れあがってゆく、無定形で『健康』なナショナリズムのことである、と。((小熊英二『<癒し>のナショナリズム』、慶應義塾大学出版会、2003 年 6 月、38～39 ページ参照)。

政治地図が一挙に塗り替えらるるよな、劇場型政治現象を二度と生み出させないためにも、「癒しのナショナリズム」・「無定形で健康なナショナリズム」に多くの青年たちが、そしてまた、少なくない大人たちが引き寄せられ、連れ込まれないためにも、人々の心に届く新たな公共性論の構築が急がれているように思われてならない。

また、小熊のつぎの議論にも私は共感する。

彼は、「つくる会」にみられるようなナショナリズムの運動には、冷戦後の価値観の揺らぎや教育現場の混乱のなかで、自己を表現する言葉の体系を身につけていない者、孤独感に悩んでいる者が、ナショナリズム運動・「保守の言葉」に希望を見出してゆくという構造が見て取れるといい、「思想、歴史、文筆、報道など、『言葉』の生産にかかわる者の力量と責任が、現在ほど問われている時はない」(同上、39 ページ) と言う。

傾聴に値する。念頭に入れて、論を進めなければならない。

「男女共同参画」社会の理念や内実が市民的に了解され、合意が形成され、その社会の実現が市民的・国民的共同の課題になり、そこに込められた女性の要求や人権が行政の守備範囲になり、

それを保障する行政的な制度・仕組みを作り上げることが、「男女共同参画」の自治体をつくることである。そうすると、そのプロセスが、新たな市民的公共性の形成過程であると理解しなければならない。そしてまた、国連でもおおいに力を入れて取り上げてきている、「子どもの権利条約」の理念や精神が地域で市民的共感を得て、その実現が市民的・国民的な共通の課題になるならば、そのような動きは「女・こども」に共感的に受けとめられる、「女・こども」に胡散臭がられない、新たな市民的公共性の形成に必ずつながるものだと私は理解している。「女・こども」がかかわつて、はじめて新たな市民的公共性形成の動きが起きるといつても、過言ではないと私は考えている。

## II 横浜における行政の民営化・営利化・市場化の進展過程を事例に

周知のとおり、「聖域なき構造改革」、規制緩和、「民営化」・「行政改革」・「自治体改革」、「平成の大合併」の嵐が、日本のあらゆる職場に地域の隅々にまで吹き荒れ、人々の働き方と生活のし方に大きな変化をもたらし、地域住民の要求や住民の生活意識や価値観にも大きな変化が生じ、行政への住民の要望も多様で、複雑さを増してきている。行政への相談の深刻さも増してきていることも見落としてはならないだろう。

私が、長年、働き暮らしてきた横浜で、それを一瞥しておく。

横浜に新自由主義的「行政改革」「自治体改革」の嵐が、本格的に吹き荒れるようになって、もうすぐ4年が過ぎようとしている。その間の事態の経過で明らかになったことを記してみれば、いま、公共性を実践的に論じる時の持たなければならない「問題意識」と「論じなければならぬ問題と論点」が明らかになるように思われる。

横浜は、行政改革、自治体改革の先進地域だろうと思うが、これまでどちらかと言うと、公共性が高く、聖域とされてきたような行政部局である、横浜市立大学、市立の保育園や市立の病院等を「民営化」「営利化」「市場化」の行政改革の対象にしてきた。しかも、職場の職員や関係者や市民との時間を充分にかけた話し合いもなしに、事を進めてきた。市立大学は、私が33年間教育と研究で明け暮れてきた職場であり、また、横浜の保育行政には児童福祉審議会で10数年間、関わってきた者としては、事態の動向が他人事とは受けとめられなかった。これまで、自分にできる精一杯の仕事をしながら、関わって来た職場が、行政改革だ、自治体改革だという名目で、あれだけ好き勝手に行政当局に弄り回されて、職場が、市民が黙っている筈がない。きっとそのうち、それへの相当の反発・抵抗が起こるに違いないと私は考えていた。おそらく、少なくない市民の気持ちもそうだったんだろうと思う。

公共性が高いものであり、したがって公的機関が責任をもって運営しなければならないと位置付けてきた市立大学や市立病院や保育所が、関係部署で働く職員の合意もとらずに、市民との充分な話し合いももたずに、「民営化」「営利化」「市場化」の嵐に曝されるのだから、その行政の態度や行政改革には、職場からの呼びかけに市民の熱い関心が集まり、必ず市民との共同の運動が

展開されるだろうと思っていた人も少なくなかったのではと思う。横浜市立大学を考える市民の会や、横浜の保育を考える市民の会が、1年ぐらい細々と続いたが、市民との共同の活動も職場の運動も大きな盛り上がりは見せなかつた。

今日、公共性の問題を考え、公共性論を展開するのであれば、このような事態が提起している問題に触れないわけには行かない。そのような研究姿勢・スタンスで、公共性を論じるのでないすれば、それは机上の公共性論に陥り、いま、折角、行政のあり方や公共性に強い関心を持つようになってきている多くの市民に応えうるような研究になり得ないと考えている。そしてまた市民が切実に求めてきている問題とがっちり切り結ぶ研究がなされないできていたことが、大学の教育・研究の公共性が市民的に問われて、市民的な支持を得られないままに、国・公立大学の独立法人化（民営化・営利化）に移行させられた最大の原因であると思われてならない。

横浜市の少子高齢化の問題にしろ、子育て・教育の問題にしろ、あるいは住民の健康福祉の問題にしても、ちょっと立ち止まって少し考えてみれば、誰にも分かることであるが、それは地域社会や国民社会の存続に関わる重大な社会的関心事であり、その問題の解明と解決に取り組まなければならない市民的な共通の課題である。したがって、横浜市で「民営化」「営利化」「市場化」という行政改革で迫られきた一つひとつは、市立大学のあり方を、保育園のあり方を、あるいは、市民病院はいかにあれば市民に喜ばれる病院になれるのか、等々を職場の関係者と市民とが真剣に対話し、考え方抜いていければ、今、求められている市民的公共性を切り開く絶好の機会になつただろうと思われてならない。現実はそのような事態の進行を見せなかつた。

ここには、いま、それぞれの職場が置かれている現実から、そしてまた多くの市民が日常過ごしている生活の実態から、丹念に解明し、検討していかなければならぬ問題が横たわっているように思えてならない。新自由主義的「構造改革」がもたらした、市民生活と生活意識のレベルから地域社会の変容振りや格差社会の実態にいたる調査や実証研究が、緊急の課題になってきていると思われてならない。

少し、議論の角度を変えてみると、新自由主義的構造改革の嵐は、住民の日常生活の中にも市場経済的な社会関係を持ち込み、市場関係的価値観が日々の生活の中に高い比重を占めるようになり、市民の間に格差が拡大してきた。住民の共同性、市民の共同と連帶の基盤を解体し、市民を分断し、市民をいつそうバラバラな市民にしてきている。いま攻め込まれてきている行政の民営化・営利化・市場化の一つひとつの動きに、市民が市民的な連帶の力で待ったをかけ、それを守り抜きながら、新たな市民的公共性を模索し、形成していくという活動はどのような活動でなければならないだろうか？

つぎのようにそれは考えなければならないだろう。

このいつそうバラバラにさせられた市民が、日常的なつながりが切り裂かれ、分断させられた市民が、自分が抱える切羽詰った日常の諸問題、たとえば子どもの非行の問題、子育て・教育の問題、介護・健康福祉の問題、失業の問題等々を、自分たちの問題と考え、それを市民的で、社会的・地域的共同の問題（課題）として認識し合い、そして、了解し、合意を創りあげていく場（公共的言論空間）を、地域に、職場に無数につくり、新たな市民的な公共性を形成していく諸

活動が、横浜市民の、横浜の地域住民の今日的な課題になってきているのだと私には思われる。それは、バラバラな市民のままでは、ほとんど不可能なくらい困難な仕事のように思われる所以である。なぜなら、市場経済的な損得勘定は、格差を拡大した市民の抱える諸問題は、自然発生的には、市民に共通で共同の課題にはなり得ないからである。じっくり討論するなり、対話し、交流でもしなければ、共通の課題が見えてこなくなってきたのが、新自由主義的構造改革がもたらした、思想的潮流であり、格差拡大社会であるのだから、時間のかかる意識的で、大変忍耐のいる活動になると見えなければならないと思われる。

これが、市民の側に視点をおいた議論だとすれば、職場の現実に目を転じてみればどうだろう。

経済の国際化、グローバル化、情報化、少子高齢化等々の社会構造の変化は、産業構造を激変させ、地域の就業構造を大きく変え、地域の様子を一変させ、商店街を大きく変えてきた。地域住民の生活のし方と働き方に、住民の家族生活と日常生活に多様で、複雑な変化が生じてもきた。

住民の要求や行政への要望が多種多様になり、大きく様変わりしてこざるを得ない。市民の権利の内容にも新しいものが加わるなどして、複雑化・多様化してきても不思議ではない。したがつて、それは、行政に、職場の公務労働者に、このように絶えず変化し、多様化する住民の要望や行政相談によく対応していく柔軟性や創意工夫という創意性をますます強く求めるようになる変化であると考えておかなければならないものだろう。

ところが、現実には、これまでよく指摘してきた行政の「お役所仕事」・「縦割り行政」・「前例主義」の慣習が克服されずに、今日でも残存しているのが事実だし、また市場の能率・効率主義を貫くとすれば、職場によってはそれが強まっているところがでてきても可笑しくないと考えられる。

こうした行政の姿勢や、職場の公務員の対応や仕事のし方と、住民の行政への要望や行政相談との間にあるギャップに、住民の間にある不満に巧妙に付け込み、それを巧みに行政改革へのサポート、応援団につくりあげて、新自由主義的行政の民営化・営利化・市場化の攻撃は進められてきている。

このように事態の動向を捉えてみると、行政の民営化・営利化・市場化の最大の狙いの一つが行政・公務労働者と住民との共同・連携、交流に楔を打ち、ここに自治体と行政を変質させ、職場を変え、公務労働者の仕事のし方を大きく変質させる動きであったとすれば、その動きとしつかり切り結んで、攻め込まれた職場で、折角できた市民との共同の場と交流の場で、職場の実情をさらけ出して、住民との対話・話し合いが展開されて、住民にとって自治体とはなにか？ 住民にとって行政とはなにか？ 公務労働とは？ 日常の仕事のあり方は？ 等々が明らかになつただろう。今日的な公務労働のあり方とそれが担う公共性のあり方が、明確にできる絶好の機会だったと私には思われて、残念でならない。

こうした事態の動向のなかで、大都市における新しい市民的な公共性が形成されてくるだろうし、いまのところ、大都市での新たな市民的公共性形成のプロセスは、ここに見出すことが最も確かな見通しのように思われてならない。

### III 「小さくても輝く自治体フォーラム」の運動から

1999年度当初3,252あった市町村が、06年3月末までには1,850程度に再編される見通しだという。99年度当初と比べ、市町村数が半数以下に減るのは21県に上り、全国で4割強の市町村が姿を消すという（毎日新聞、2005年3月23日）。私の生まれ育った町も消えた。いま、進行中の「平成の大合併」に強い関心を抱かざるを得ない。

このような事態の進展の中で、「強制合併に反対するだけでなく、国土と自然、都市における農山村の役割を強調し、小規模だからこそ住民とともに豊に展開してきた自治の営みを再認識し、「効率的でない」と根拠もなく否定されたが、住民の住民による住民のための地方自治体を世界から消滅させるわけにいかない」と、2003年2月、「小さくても輝く自治体フォーラム」が、長野県の豪雪地帯の小さな自治体、栄村で開催された。それから今日まで、既に6回の「フォーラム」が開催されてきた。この研究交流集会が回を重ねる中で明らかになってきている方向と内容も、また今日的な公共性のあり方とその担い手、公共性の形成プロセス等々である。

IIで、私が見てきたことを、いっそう明確にすることが出来るので、少し詳しくなり、また、長くなることを厭わずに、それを紹介しておく（『住民と自治』2003年4月号、2003年12月号、2004年7月号、2005年2月号、2005年8月号、2006年4月号に、「小さくても輝く自治体フォーラム」の特集が収められている、参照されたい）。

第1回の「小さくても輝く自治体フォーラム」は、フォーラムの名称を体現する意味もあって、長野県栄村という日本一の豪雪地帯で、しかも2月の22～23日という最も寒い時季に開催した。北は北海道から南は鹿児島まで、100を超える自治体から、長野県田中知事を含めて46人の首長が参加。参加者600人の参加で開催された。会場の都合で300人近くの人を断ると言う盛況ぶり。フォーラムは『雪国からのアピール』を採択している。その内容のいくつかをここに紹介したい。

- ① 「平成の大合併」は自主的とは名ばかりで、強制的な色彩を強めており、特に人口小規模自治体の権限の縮小、果てはその存在さえ認めないという言葉さえ聞かれるようになった。しかし、合併するかどうか、それぞれの自治体が自主的に判断すべきことであるが、町村のもつ固有の自然・分化・産業が、外からの強制的、威圧的な力によって侵されるなら、それは地方自治の危機である。
- ② フォーラムでは、小規模自治体といえども、憲法をはじめ、法と正義によって自分たちの町や村の将来を自ら決めていく権利が保障されていることを一致して確認した。
- ③ いまわが国では食糧の自給率の極端な低下が進み、山林の荒廃が各地から報告されている。国土全体の自然と農林漁業を支える小規模自治体を守ることは、全国民の課題であり政府の義務であると私たちは、強く訴える。
- ④ フォーラムでは、小さな規模の自治体がそれを利点として、住民の共同体的な団結を土台に困難をはねのけながら、保健、福祉、教育を進め、地域の経済と産業を発展させている姿

が生き生きと報告され参加者の胸を打った、等々（『住民と自治』2003年4月号、14～15ページ参照）。

第2回「小さくても輝く自治体フォーラム」が、2003年9月27～28日、長野県阿智村で開催された。フォーラム参加者一同が、採択したアピールの内容は、小さな自治体がますますその存在理由を明らかにし、輝きを増してきていることを示している。

フォーラムで共有してきている理論的前進をここに記してみる。

- ① 市町村合併の強行や地方交付税削減の動きは継続し、小規模自治体の自立はますます困難になり、心ならずも合併の方向に向かう自治体が増えている。そうしたなかで多くの小規模自治体関係者の間から安易な合併に走らず、自主的な選択と自律的な自治体経営を保持しながら、住民の幸せや地域の個性とまとまりを強めていく条件や方法について議論し、知恵を共有したいという要望が寄せられ、ここに第2回目のフォーラムが開催された。
- ② 合併の流れが加速し拡大しているいま、それでも自立と自主的な選択を求める動きが多くの自治体でしっかりと継続していることも再確認された。住民投票による非合併の選択や法定合併協議会の休止、解散などがいまも相次ぎ、また住民の理解の下に行政のスリム化や新しい町村連合や自治体協力の樹立、県との協力などをつうじて自律的なまち、むらづくりの歩みを始めている自治体が増えていることも明らかになった。
- ③ 自治体は多様であり、合併してよいところとできないところがある。本当に普遍性のある安定した地方自治制度をつくろうというのなら、合併という一律の方法でなく、自治体の連合や府県のサポートのもとに小規模町村が自治体として存続でき、自治体の選択で多様な自治の姿を選択できるような制度の設計こそが求められるべきである。
- ④ 「小さくても輝く自治体」づくりは始まったばかりである。この営みに多くの市町村や府県が参加・協力してくださるよう願ってやまない（『住民と自治』2003年12月号、36～37ページ）。

第3回「フォーラム」は、第2回を上回る23人の町村長の呼びかけにより、北海道から沖縄まで、125自治体から34人の首長を含む520人の出席を得て、第1回、第2回に劣らぬ成功を収めて開かれた。

- ① 今回のフォーラムの成功は、強制的な市町村合併に対して自立と自治の道を貫く意志が、全国の自治体に衰えることなく継続していることを何よりも雄弁に示している。また、フォーラムの回を重ねるごとに新しい自治体、新しい参加者を得ながらこの運動が継続していることも驚くべきことといわなければならない。私たちは、「平成の大合併」のなかから起こった「小さくても輝く自治体」を求める運動の広がりが、日本の地方自治の歴史に新しい1ページを開くものであることを改めて実感している。
- ② 虚構の「三位一体改革」に抗議して財政の地方自治の確立を強く求めるとともに、財政環境の困難にも負けず地域の創造力、住民との協力によって自立的な地域づくりの努力を傾け、

小さい自治体でも誇りと輝きを持つことのできる「21世紀型地方自治」の建設に向かって前進することを改めて宣言する（『住民と自治』2004年7月号、39ページ）。等々。

第5回「小さくても輝く自治体フォーラム」は、合併特例法の期限切れを迎えるに駆け込みとみられる合併が相次ぐ一方、自律（立）をめざす自治体のこころざしと目標が一層明確になるなかで開かれた。そして、自律（立）にとって必要な地域経済の活性化と住民と行政の協同について交流した。「小さくても輝く自治体の新たな出発にむけて」とするアピールを採択した。（『住民と自治』2005年8月号、なお参加者は、このじちだけに多くなく、60を超える自治体と、330人になっている）。

第6回「小さくても輝く自治体フォーラム」は、2006年1月14～15日、福島県の矢祭町で開催され、1,000人余の参加者で、意気盛んな「小さくても輝く自治体」の姿を見せている。なお、特集は『住民と自治』2006年4月号になっている。

ここで明らかになっていることは、わざわざ整理する必要はないと思うが、自治体の生き残りと、地域住民の生活を掛けた、首長を先頭にした自治体ぐるみの諸活動が、新たな21世紀型公共団体のあり方を切り開いていると言うものだった。行政と地域住人ととの血のにじむような共同が新たな市民的公共性を一つひとつ切り開いているのが、ここ数年間の「小さな自治体」の体験したことであると、言ってもよかろう。

この「フォーラム」の運動を研究者たちは、どのように調査・研究し、その成果をどのようにまとめているかを、ここに記してこの章を結ぶことにする。

「中央集権的福祉国家の限界を克服し、分権型福祉社会を構築するためには、地域住民に最も身近な存在としての基礎的自治体の公務労働者の役割が重要となる。政府や地方制度調査会などは、分権化の受皿としてより規模の大きい自治体が必要であるとして、市町村合併や府県合併、さらには道州制を進めようとしている。しかし、新しい市民的公共性を地域生活圏から再生させ、それを担う公務労働を発展させるためには、むしろ小さな規模の基礎的自治体の役割を高めることが必要であろう。国主導の市町村合併に抗して、自立への道を歩もうとしている多くの『小さくても輝く自治体』の姿がそれを示している。長野県篠村（人口2,600人）、泰阜村（2,200人）、京都府美山村（5,200人）、和歌山県南部川村（6,600人）など、すぐれた村おこし活動を進めているところに共通している特徴は、①自治体行政が地域のくらしの実態を深く広く把握し、地域住民の要求を性格に理解していること、②しかも、その解決のために行政がすべてを請け負うのではなく、実践的住民参加を促し、住民の創意工夫を引き出していること、③地域固有の資源や伝統文化を重視し、その現代的再生や活用に工夫をこらしていること、④それぞれの地域と都市住民との交流・連携を広げていることなどにある。このようなすぐれた自治と地域づくりの経験は、人口1万人以下の小規模自治体なればこそ可能であったとも考えられる。人口数10万の大都市では、おそらくこのように個性的で豊かな取り組みを持続的に進めることは非常に困難をきわ

めるであろう。新しい市民的公共性の形成とそれを担う専門的でかつ総合的、個性的でかつ文化的な公務労働の姿は、きびしい財政困難のなかで自立への道を選択し、実践的住民自治を発展させようとする、山間の小さな自治体の経験に学ぶことから生まれてくるのかもしれない」（重森暁「人間発達と公務労働」、池上惇・二宮厚美編『人間発達と公共性の経済学』桜井書店、2005年7月、158～159ページ）。

#### IV 市民的公共性の形成と住民の共同

都市計画の研究者、西村幸夫の「公共性論」は、「都市の再生こそが、現在の時代閉塞的危機を克服する鍵となっている現実認識」から展開されている。新自由主義的構造改革、規制緩和、行政改革論者たちも「都市再生」を最も重要な政策課題にしてきているのだから、彼の公共性論は、上からの行政管理型公共性論ではなく、新しいもう一つの公共性論である。都市計画、都市保全計画論者が展開する公共性論に興味を引かれる。

西村は、「今日、都市における公共性のあり方に変革が迫られている。従来型の都市計画による都市空間の規制誘導の制度が根本から問い合わせられる時代となっている。一方では民营化や規制緩和の波のなかで、公共が都市空間を規制する根拠が揺らいできている。また、一方ではボトムアップのまちづくり運動やNPOなどの中間組織の台頭によって新しいかたちの公共が模索され始めた」という認識に立ち、都市における今日的な公共性のあり方を、空間を手がかりに考える」という（岩波講座 都市を考える、第7巻『公共空間としての都市』、2005年1月）。

この書物の帯封に「小さな公共」からはじまるまちづくりによくあらわれているように、第1章「コモンズとしての都市」での西村幸夫の“公共性論”をかなり丹念に紹介しておく。

西村は、「2000年の地方分権一括法の施行による機関委任事務の廃止、都市計画の地方分権の推進、都市空間を計画し、形成し、維持管理する権限と責任がようやく地方公共団体においてきた、これからはより身近な地域社会への分権が課題」（同上、7ページ）になるだろうと言う。そしてまた、人口減少社会がまもなく到来するインパクト、拡大成長を無言の前提とした従来の都市計画は、抜本的な変革が迫られる、都市空間をめぐる制度や社会意識などが音を立てて変化しつつあるという、今日の重要な時期に、空間を中心とした都市の再生について足許から検討する必要があると、西村は述べる。そして、その出発点は、都市空間のもつ公共性に着目しつつ、もういちど原理に立ち戻り、都市空間の形成の原理を再確認する、そして、コモンズとしての都市という視点から、都市再生についての新しいビジョンを得ることを目指したいと、西村幸夫は言う（同上、8ページ参照）。

彼は、都市空間は、居住原理、経済原理、統治原理という三つの異なった形成原理が作用して形成され、発展してきた複合体であると捉える。ただし、これら三つの空間形成原理は並立して存在するというよりは、いくつかの層をなして、現実の都市空間をつくりだしていると、彼は語

る。そして、都市は何と言っても他者との集住の場であるので、合意と共生の居住原理が基底をなして存在しているが、しかし、もともと居住原理から出発した都市の空間が、経済原理と統治原理との相克を繰り返しながらも、主要場面において居住原理から再チェックを怠ってはこなかつたことが、都市の歴史を概観して分かると言う。

そして、「現在求められているのは、再び地域社会から出発して都市空間に血肉を取り戻すことである。住みやすく（Livable）かつ他者と混じり合えるような社会的な（Sociable）空間、すなわち本来の意味でのコモンズを実現するという視点が必要である」（同上、16 ページ）と言う。そして、「まちづくりが前提としている居住原理の復権のなかに、日本における都市再生の可能性を見出すことができる。それは、都市空間の公共性をもう一度見つめ直すことであり、公共空間の集合体として都市を再認識することである。コモンズとして都市を捉えることから出発しなければならない」、（同上、20 ページ）と西村幸夫は、論じている。

このように西村幸夫の議論を要約してみると、われわれが学び取る観点が明らかになる。それは、都市における公共性、公共空間の問題をまちづくりの運動などと、切り離された別個の問題としないという視点であるということであると、私は理解する。

このように理解すると、ⅡとⅢの所で見てきていた、日常の生活世界（日常の生活圏）に新たな市民的公共性形成のプロセスを探ると言う同一の視点であると言つていい。いろいろな研究分野から新しい公共性のあり方が模索されてきていることを踏まえて、新たな公共性を模索し始めると、大上段に国家・社会の公共性の議論ではなく、日常の生活の中に、身近な足許からの公共性のあり方を模索し始めるようで、何となく援軍を得たように思えて嬉しくなる。

ごく最近のことと考えていいと思うが、社会科学が新しい市民的公共性を形成する主体を議論する際のスタンスを引用して記しておく。

はじめに、社会学者 町村敬志の議論の進め方をみてみたい。

彼は、1960 年代から、1970 年代にかけての公共性論議の状況とは、今日の公共性をめぐる状況は大きく変わったと言い、つぎのような点を挙げる。いくつかみておくと、①民営化や規制緩和を主張する新自由主義の流れが世界的な規模で台頭し、従来は「公共的」とされた領域にも市場原理が導入され、マーケットの影響力がますます大きくなってきた、②私的な生活圏へと閉塞していたり、そこへと排除されたりしている主体が、社会へと連なる回路を新たな形で取り戻していく基盤を、開かれた公論の空間として、いかに構築していくことができるか、③NGO、NPO やボランティア・アソシエーションに関する議論やガバナンス論に代表されるように、従来の＜公—私＞の二分図式を乗り越える多様な社会的枠組みが提示され、新しい公共性のあり方が模索されるようになった。

したがって、大事なことは、まず現に直面しつつある問題との関わりの中で、公共性の新しい条件を検討していく必要がある。それは以下のようない由からである、と町村は考えを述べている。

公共性や公共空間とは、他の社会的世界から独立した特別の条件や領域のようなものではない。

そうではなくて、公共性や公共空間とは、あくまでも現実の問題に直面する人々の実践的対応や共同の経験の積み重ねを通してしか実現されないと考えるからである。具体的な場や関係のなかに埋め込まれた公共性、あるいは、関係のあり方や決定の内容を『公共化していく力』の検討の必要（町村敬志「『公共性』の喪失と『公共性』の再侵攻」、公共哲学、第13巻、今田・金編『都市から考える公共性』東京大学出版会、2004年9月、123～129ページ）。

具体的に検討するテーマ、領域に、町村はつぎのようなものを挙げている。

たとえば、老朽化したり、遊休化したりした都市空間、具体的にはウォーターフロント地域、住商工混在の都市インナーシティー、流入する都市労働者向けに建設された膨大な集合住宅群、老朽化した初期オフィスビル、閉鎖された大規模工場跡地、など。

また、町村は、単なる物理的な環境の再構築だけではなく、つぎの変動サイクルを迎える都市の新しい主体像をいかに構築するか、緊急で、重要な公共性の討議課題であると、主張する（町村敬志「『公共性』の喪失と『公共性』の再侵攻」、公共哲学第13巻、今田・金編『都市から考える公共性』、参照）。

つぎに、経済学者 重森暁の議論を聞いておく。

「市民的公共性を形成するプロセスとして、議会での論議、マスコミを通じた世論形成、企業の広告・宣伝活動などは、これからも無視することのできない力を持つであろうが、新たな市民的公共性においてより重要なことは、地域社会（生活世界）における市民による自由な民主主義的討論と市民の共同学習のプロセスを意識的につくりだすことである。何が互いの生存権・発達圏を保障するための社会的共同の業務となりうるのかを決定するのは、最終的には多数の市民の合意と、その合意を生み出す市民の評価能力であり、こうした市民合意と評価能力が形成されるのは、市民にとって最も身近な地域生活圏においてである。日常生活圏における体験と実践にもとづく自由な発言、市民による共同学習の1つとしての地域調査、客観的データと情報公開、議論を通じた共通の価値観と利害の確認等が、新市民的公共性が形成される」（「人間発達と公務労働」前掲書155ページ）。

## V おわりに——「“公”がなくても生きられる」という生き方は、どんな生き方のことか？

いかがわしい公共性論が罷り通っていると、そんな議論を避けて、なるべく、そよのうなものに近づかずに暮らしたい。押しつけがましい「公共性」や強いられた「公的領域・公的空間」への参加の同意の取り付けの動きには、生理的な拒否反応を住民はしばしば見せる。

「“公”が“なくても生きられる」という生き方は、「公的出来事」に対する無関心からではなく、いま一つの意味合いもあるように思われる。それは、今日の地域住民が、お上に頼らずに、あるいは、公に逆らいながら、何とか自力で生きようとする生き方であり、地域住民が身につけ始めた自立性と主体性の現われでもあると捉えることができると、私には思われてならない。

町村は、閉塞していく親密圏に閉じ篠る個人に対して「ヨーロッパやアメリカ流の公共性」の「先進性を説くだけでは、もはや始まらない」。どこかでもう1回、公共的なものに繋がる回路、失われていく公共性を開く回路が必要だという問題意識から、さきほどの論文は書かれたという。

私も同様な問題意識から、この議論を進めてきた。

公共的なものから一歩退き、私的生活圏に閉じ篠る生き方は、どのような生き方であると捉えなければならないのだろうか、あるいは、それとは逆に、公共的なものに繋がり、公共性の形成にかかわる生き方とはどのような生き方のことだと考えればいいのだろうか。こうした問題を考える材料を提供して、本稿を閉じる。

ハンナ・アレントは、『人間の条件』という書物のなかで取り扱う中心的なテーマを、つぎのように言う。

「人間の条件の最も基本的な要素を明確にすること、すなわち、伝統的にも今日の意見によつても、すべての人間存在の範囲内にあるいくつかの活動力だけを扱う」、あるいは、「人間の条件から生まれた人間の永続的な一般的能力の分析に限定されている。いいかえると、人間の条件そのものが変化しない限りは二度と失われることのない人間の一般的能力の分析に限定される」として、「公共性」の問題、公的領域の生活の問題を議論している。また、この書物が歴史的分析に限定したその目的は、「今日の世界疎外、すなわち、地球から宇宙への飛行（フライト）と世界から自己自身への逃避（フライト）という二重のフライト、をその根源にまで遡って跡づけることである」と。（ハンナ・アレント『人間の条件』、第12刷、筑摩書房、2003年2月、プロローグ、参照）。

このような中心テーマ・問題意識の書物の中で、人間の活動的生活や言論活動と公共性、公的領域についての議論が展開されているのである。本稿での問題意識、課題に接近するのであるとすれば、アレントのつぎの議論の紹介からはじめるのが順当だろう。

まず、はじめに、アレントのつぎの議論の紹介をしておかなければならぬ。

「完全に私的生活を送るということは、なによりもまず、真に人間的生活に不可欠な物が『奪われている』deprived ということを意味する。すなわち、他人によって見られ、聞かれることから生じるリアリティを奪われていること、物の共通世界の介在によって他人と結びつき分離されることから生じる他人との『客観的』な関係を奪われていること、さらに、生命そのものよりも永続的なものを達成する可能性を奪われていること、などを意味する」（同上、87ページ）。

それと比較して、公的生活はどうだろう。

「私たちが見るものを、やはり同じように見、私たちが聞くものを、やはり同じように聞く他人が存在するおかげで、私たちは世界と私たち自身のリアリティを確信することができるのである。・・・私生活の親密さは、たしかに主観的な情動と私の感覚の規模全体を常に強化し、豊にする。しかし、この強化は、必ず、世界と人びとのリアリティに対する確信を犠牲にして起こるものである」（75～76ページ）。

これも二つの領域の生活の違いを考えるのに大変有益な言説であろう。検討材料にしたい。

共通世界は「万人に共通の集会場ではあるが、そこに集まる人々は、その中で、それぞれ異なる場所を占めている。そして二つの物体が同じ場所を占めることができないように、ひとりの人の場所が他の人の場所と一致することはない。他人によって、見られ、聞かれるということが重要であるというのは、すべての人が、皆このようにそれぞれに異なった立場から見聞きしているからである。これが公的生活の意味である。この生活に比べれば、最も豊で、最も満足すべき家庭生活でさえ、せいぜい、自分の立場を拡大し、拡張するだけであり、同一の側面と遠近法提供するだけである」（同上、85 ページ）。

おそらく、このような議論にも学びながらだと思うが、齋藤純一は、公共的空間は、「人びとの言説の尽しがたい豊さ」が享受される場所であり、単数の真理が人々の上に君臨する空間ではない。公共性は心理ではなく意見の空間である（齋藤純一『公共性』岩波書店、2003 年 5 月、49 ページ）。という。

また、「私たちの意見とは、『私にはこう見える』という世界へのパースペクティブを他者に向かって語ることである。世界は、私たち一人ひとりにとってそれぞれ違った仕方で開かれている。公共的空間における私たちの言説の意味は、その違いを互いに明らかにすることであり、その違いを一つの合意に向けて収斂することにはない。むしろ、この空間においてはある 1 個のパースペクティブが失われていくことの方が問題なのである」（同上、50 ページ）。したがって「ある人の意見が失われるということは、他にかけ替えのない世界へのパースペクティブが失われることである。ある人が公共的空間から去るということは、それだけ私たちの世界が貧しくなるということを意味する」（同上、50 ページ）という議論を、齋藤は熱く語る。

さらに、公共的な空間が持つ意味を、齋藤純一は、つぎのようにも言う。

「討議は合意が形成される過程であると同時に不合意が新たに創り出されていく過程でもある。合意を形成しいことと不合意の在り処を顕在化していくことは矛盾しない。討議が開かれたものであることの意義は、不合意に公共的な光が当てられることである。意思決定の「可謬性」を重視することは、意思形成過程そのものにおける不合意に意図的にアテンションを向けるということでもあり、形成された合意に対する外部からの批判を待つということだけに尽きるわけではない」（同上、36 ページ）。

杉浦敏子は、「アーレントにおける公的領域は、合意形成の場であるというよりは、人々がともに活動する場、さらには自らのユニークさ、卓越さをあらわす場としての意味を持つ」と言う。（杉浦敏子『ハンナ・アーレント入門』藤原書店、2002 年 12 月、64 ページ）。

この議論は、おそらくアレントのつぎのような言説が、その下敷きになったのだと思われる。それを引用しておくと、「公的領域で演じられるすべての活動力は、私的領域の活動力が及びもつかぬほどの卓越を得ることができる。卓越は、本性上、他人の臨席を必ず必要とする。ひるがえつて、この臨席のためには、その人と同等の者たちが構成する公的なるものの形式が必要である」

(『人間の条件』、同上、73 ページ)。

もう一つだけ引用して終わりにしよう。

「公的そのものにほかならないポリスは、激しい競技精神でみたされている。どんな人でも、自分が常に万人の中の最良の者であることを示さなければならなかつた。いいかえると、公的領域は個性のために保持されていた。それは人びとが、他人と取り換えることのできない真実の自分を示しうる唯一の場所であった。各人が司法や防衛や公的問題の管理などの重荷を多かれ少なかれ進んで引き受けているのは、真実の自分を示すというチャンスのためであり、政治体に対する愛のためであった」(65 ページ)。

このようにみると、アレントが、公共空間を、人間の本源的な欲求である、自己実現欲求や相互承認欲求の充足・実現の社会的場所として理解し、位置づけていたのだと、私には読み取れる。また、うえのように、議論のつまみ食い的な紹介であっても、アレントの『人間の条件』が、人間にとて、人間の生き方にとってもつ、公的空間、公共性の意義を深く考察してみようとする者にとって、欠かすことのできない書物であり、その議論の中には、公的領域・公共性についての議論にとって、見過ごすことのできない重要なヒントが、そしてまた、その有益な材料が発見できる書物であると、私には理解されてならない。もちろん、アレントが『人間の条件』を書いた時の執筆意図と問題意識を誤解することなく、しっかりと踏まえて読み込むべきのことであるが、それは、今日の“世界疎外”や現代人が抱え込んでいる深刻な問題や今日の社会状況の理解にとって、汲み尽くせない議論が含まれているように思われてならない。